



宮 崎 県 公 報

平成22年7月15日(木曜日) 第 2200 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

| | |
|-------------------------------|---|
| ○救急病院の認定(2件).....(医療業務課) | 1 |
| ○民有林の保安林の指定予定(4件).....(自然環境課) | 1 |
| ○道路の区域の変更(4件).....(道路保全課) | 2 |
| ○道路の供用の開始(4件).....(") | 3 |
| ○都市計画事業の変更の認可.....(都市計画課) | 4 |

公 告

| | |
|---|---|
| ○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見(2件).....(商業支援課) | 4 |
|---|---|

| | |
|----------------------------------|---|
| ○土地改良区の役員の就退任の届出(8件).....(農村整備課) | 4 |
| ○県営土地改良事業計画の策定(2件).....(") | 8 |
| ○入札公告(2件)..... | 8 |

病院局公告

| | |
|----------------|----|
| ○入札公告(3件)..... | 10 |
|----------------|----|

監査委員公告

| | |
|------------------------------|----|
| ○監査結果に基づき講じた措置の公表..... | 12 |
| ○包括外部監査結果報告に対して講じた措置の公表..... | 16 |

正 誤

| | |
|--|----|
| ○平成21年12月11日付け県公報(号外第82号)別冊(48頁)中..... | 19 |
|--|----|

告 示

宮崎県告示第 464号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

平成22年7月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名称及び所在地

| 名 称 | 所 在 地 |
|---------|----------------------|
| 海老原総合病院 | 児湯郡高鍋町大字上江字堂ヶ瀬 207番地 |

2 救急病院の認定の有効期間

平成22年7月6日から平成25年7月5日まで

宮崎県告示第 465号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

平成22年7月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名称及び所在地

| 名 称 | 所 在 地 |
|----------|-----------------|
| 延岡市医師会病院 | 延岡市出北 6 丁目1621番 |

2 救急病院の認定の有効期間

平成22年7月17日から平成25年7月16日まで

宮崎県告示第 466号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年7月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字酒谷字新村茶屋ノ平甲4449-14・甲4452-1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 467号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年7月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ字尾佐渡2364(次の図に示す部分に限る。)、字尾ノ平2356、2358-1、字尾佐渡2361から2363まで、2390-6

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字尾ノ平2358-1・字尾佐渡2361から2364まで・2390-6
(以上6筆について、次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 468号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年7月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字牡丹石 940-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字牡丹石 940-1（次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 469号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年7月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字大河内字下野1465-26、1465-46
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林

部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 470号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年7月15日から平成22年7月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年7月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|------|-------|-------------|--|------|-----------------|---------------|
| | 国道 | 国道 4 48号 | 日南市南郷 町中村字尾 崎乙7051番 159地先か ら同市同町 中村字空也 ヶ迫乙3861 番3地先ま で | 旧 | 9.2 ~ 21.2 | 194.0 |
| | | | | 新 | 10.9 ~ 21.6 | |

宮崎県告示第 471号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年7月15日から平成22年7月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年7月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|------|-------|------------|---|------|-----------------|---------------|
| 8 | 県道 | 竹田五 ヶ瀬線 | 西臼杵郡五 ヶ瀬町大字 桑野内字西 7308番1地 先から同郡 同町大字三 ヶ所字鳥屋 ノ平 11352 番1地先ま で | 旧 | 6.4 ~ 36.4 | 94.1 |
| | | | | 新 | 10.6 ~ 36.4 | |

宮崎県告示第 472号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年7月15日から平成22年7月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年7月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 路線 番号 | 道路の 種 類 | 路線名 | 区 間 | 新旧 の別 | 敷地の 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|----------|------------|------------|---|----------|----------------------|---------------|
| 50 | 県道 | 諸塚高 千穂線 | 西臼杵郡高 千穂町大字 向山字大久 保1202番6 地先から同 郡同町同大 字同字1202 番7地先ま で | 旧 | 4.0 ～ 7.2 | 48.0 |
| | | | | 新 | 4.8 ～ 13.0 | |

宮崎県告示第 473号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 7 月15日から平成22年 7 月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 7 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 路線 番号 | 道路の 種 類 | 路線名 | 区 間 | 新旧 の別 | 敷地の 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|----------|------------|------------|---|----------|----------------------|---------------|
| 203 | 県道 | 土生高 千穂線 | 西臼杵郡五 ヶ瀬町大字 桑野内字鳥 越1320番3 地先から同 郡同町同大 字同字1317 番3地先ま で | 旧 | 3.8 ～ 16.0 | 113.0 |
| | | | | 新 | 3.8 ～ 18.4 | |

宮崎県告示第 474号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 7 月15日から平成22年 7 月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 7 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 路線 番号 | 道路の 種 類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|----------|------------|-------------|--|--------------|
| | 国道 | 国道 4 48号 | 日南市南郷 町中村字尾 崎乙7051番 159地先から 同市同町 | 平成22年 7 月15日 |

中村字空也
ヶ迫乙3861
番3地先ま
で

宮崎県告示第 475号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 7 月15日から平成22年 7 月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 7 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 路線 番号 | 道路の 種 類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|----------|------------|------------|---|--------------|
| 8 | 県道 | 竹田五 ヶ瀬線 | 西臼杵郡五 ヶ瀬町大字 桑野内字西 7308番1地 先から同郡 同町大字三 ヶ所字鳥屋 ノ平 11352 番1地先ま で | 平成22年 7 月15日 |

宮崎県告示第 476号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 7 月15日から平成22年 7 月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 7 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 路線 番号 | 道路の 種 類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|----------|------------|------------|---|--------------|
| 50 | 県道 | 諸塚高 千穂線 | 西臼杵郡高 千穂町大字 向山字大久 保1202番6 地先から同 郡同町同大 字同字1202 番7地先ま で | 平成22年 7 月15日 |

宮崎県告示第 477号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年7月15日から平成22年7月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年7月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 路線 番号 | 道路の 種 類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|----------|------------|------------|---|------------|
| 203 | 県道 | 土生高 千穂線 | 西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内字鳥越1320番3地先から同郡同町同大字同字1317番3地先まで | 平成22年7月15日 |

宮崎県告示第 478号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成20年宮崎県告示第 928号による日向延岡新産業都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年7月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称
門川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画下水道事業門川都市下水道（本町下水道）
- 3 事業施工期間
平成20年12月18日から平成24年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年7月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ延岡南店
延岡市石田町4446番地の3 外5筆
- 2 意見の概要
意見を有しない
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城

県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成22年7月15日から平成22年8月16日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年7月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルミヤストア一ヶ岡店
延岡市伊形町5066番地 外3筆
- 2 意見の概要
意見を有しない
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成22年7月15日から平成22年8月16日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、出之山土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年7月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

| 役名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|---------------|
| 理 事 | 鳥 越 清 次 | 小林市南西方 993番地 |
| 理 事 | 中 園 裕 昭 | 小林市細野3286番地 |
| 理 事 | 小 屋 新一郎 | 小林市細野3253番地 |
| 理 事 | 仮 屋 俊 昭 | 小林市細野3141番地 |
| 理 事 | 吉 元 正 一 | 小林市細野3566番地 |
| 理 事 | 小 園 公 博 | 小林市細野3482番地 |
| 理 事 | 鈴 木 正 | 小林市細野3356番地 3 |
| 理 事 | 中 嶋 宇 一 | 小林市細野3861番地 |
| 理 事 | 上 谷 幸 公 | 小林市細野2982番地 3 |
| 理 事 | 町 浦 節 | 小林市細野2913番地 |
| 理 事 | 川 原 光 雄 | 小林市細野4053番地 1 |

| | | |
|-----|---------|---------------|
| 理 事 | 坂 元 重 則 | 小林市細野4005番地 |
| 監 事 | 倉 園 清 | 小林市細野3270番地 1 |
| 監 事 | 南 園 亨 | 小林市細野3882番地 |
| 監 事 | 大河平 正 浩 | 小林市細野5137番地 |

（任期：平成24年3月31日まで）

2 退任した役員

| 役名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|-----------|----------------|
| 理 事 | 鳥 越 清 次 | 小林市南西方 993番地 |
| 理 事 | 中 園 裕 昭 | 小林市細野3286番地 |
| 理 事 | 小 屋 新一郎 | 小林市細野3253番地 |
| 理 事 | 仮 屋 俊 昭 | 小林市細野3141番地 |
| 理 事 | 吉 元 正 一 | 小林市細野3566番地 |
| 理 事 | 小 園 公 博 | 小林市細野3482番地 |
| 理 事 | 鈴 木 正 | 小林市細野3356番地 3 |
| 理 事 | 中 嶋 宇 一 | 小林市細野3861番地 |
| 理 事 | 安 影 ヨン子 | 小林市細野3044番地 6 |
| 理 事 | 町 浦 節 | 小林市細野2913番地 |
| 理 事 | 押 領 司 修 博 | 小林市細野4059番地 |
| 理 事 | 坂 元 重 則 | 小林市細野4005番地 |
| 監 事 | 上ノ蘭 昭 利 | 小林市南西方 848番地 |
| 監 事 | 内 満 勝 徳 | 小林市細野3504番地の 1 |
| 監 事 | 上 田 明 | 小林市細野3988番地 |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、二原土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年7月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

| 役名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|-------------|
| 監 事 | 殿 所 穎 明 | 小林市真方4437番地 |

（任期：平成24年3月31日まで）

2 退任した役員

| 役名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|----------------|
| 監 事 | 中ノ神 義 盛 | 小林市真方6971番地の 7 |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、薩摩原土地改良区（国富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年7月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

| 役名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|-------------------|
| 理 事 | 福 田 優 | 国富町大字八代北俣1930番地 |
| 理 事 | 芝 吹 芳 雄 | 国富町大字八代南俣3702番地 |
| 理 事 | 有 馬 清 文 | 国富町大字八代南俣3805番地 |
| 理 事 | 重 富 健 徳 | 国富町大字八代南俣3793番地 |
| 理 事 | 三 浦 啓 介 | 国富町大字八代南俣3681番地 |
| 理 事 | 山 本 憲 一 | 国富町大字八代南俣3676番地 |
| 理 事 | 黒 木 明 則 | 国富町大字八代北俣2051番地 4 |
| 理 事 | 石 川 実 行 | 国富町大字八代北俣1171番地 |
| 理 事 | 山 崎 郁 彦 | 国富町大字八代北俣2108番地 |
| 監 事 | 緒 方 俊 昭 | 国富町大字八代南俣3887番地 |
| 監 事 | 黒 木 幸 哉 | 国富町大字八代南俣3676番地21 |

（任期：平成24年3月31日まで）

2 退任した役員

| 役名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|-----------------|
| 理 事 | 福 田 優 | 国富町大字八代北俣1930番地 |
| 理 事 | 関 師 邦 彦 | 西都市上三財2761番地 |
| 理 事 | 矢 野 義 光 | 国富町大字八代北俣1965番地 |

| | | |
|-----|---------|-------------------|
| 理 事 | 重 富 健 徳 | 国富町大字八代南俣3793番地 |
| 理 事 | 深 見 利 光 | 国富町大字八代南俣3701番地 3 |
| 理 事 | 中 西 和 男 | 国富町大字八代南俣3681番地 1 |
| 理 事 | 中 須 司 | 国富町大字八代北俣1954番地 |
| 理 事 | 関 谷 勉 | 国富町大字八代北俣2027番地 4 |
| 理 事 | 大 野 征 志 | 国富町大字八代北俣1237番地 |
| 監 事 | 緒 方 俊 昭 | 国富町大字八代南俣3887番地 |
| 監 事 | 黒 木 幸 哉 | 国富町大字八代南俣3676番地21 |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、柳瀬土地改良区（新富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年 7 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

| 役名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|-----------------|
| 理 事 | 金 丸 雅 弘 | 新富町大字新田 11531番地 |

(任期：平成24年 3 月31日まで)

2 退任した役員

| 役名 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|-------------------|
| 理 事 長 | 長 友 勝 俊 | 新富町大字新田 11750番地 3 |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、南平土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年 7 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

| 役名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|----------------|
| 理 事 | 竹 次 純 夫 | 高千穂町大字田原1785番地 |
| 理 事 | 後 藤 邦 治 | 高千穂町大字田原2337番地 |
| 理 事 | 内 倉 清 隆 | 高千穂町大字田原2126番地 |
| 理 事 | 工 藤 彰 | 高千穂町大字田原1836番地 |

| | | |
|-----|---------|----------------|
| 理 事 | 佐 藤 道 雄 | 高千穂町大字田原2170番地 |
| 理 事 | 菅 善 夫 | 高千穂町大字田原2712番地 |
| 監 事 | 佐 藤 茂 男 | 高千穂町大字田原2341番地 |
| 監 事 | 河 内 文 義 | 高千穂町大字田原2162番地 |

(任期：平成24年 4 月 5 日まで)

2 退任した役員

| 役名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|----------------|
| 理 事 | 竹 次 純 夫 | 高千穂町大字田原1785番地 |
| 理 事 | 後 藤 邦 治 | 高千穂町大字田原2337番地 |
| 理 事 | 内 倉 清 隆 | 高千穂町大字田原2126番地 |
| 理 事 | 工 藤 彰 | 高千穂町大字田原1836番地 |
| 理 事 | 佐 藤 道 雄 | 高千穂町大字田原2170番地 |
| 理 事 | 菅 善 夫 | 高千穂町大字田原2712番地 |
| 監 事 | 佐 藤 茂 男 | 高千穂町大字田原2341番地 |
| 監 事 | 河 内 文 義 | 高千穂町大字田原2162番地 |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、市谷土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年 7 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

| 役名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|----------------|
| 理 事 | 寺 師 友 二 | 小林市北西方5350番地 1 |
| 理 事 | 大部 蘭 勉 | 小林市真方3717番地 |
| 理 事 | 倉 蘭 忠 | 小林市真方3257番地の 1 |
| 理 事 | 永 井 広 行 | 小林市真方4289番地 |
| 理 事 | 下 村 勲 | 小林市真方2637番地10 |
| 理 事 | 鶴 野 淳 一 | 小林市真方4424番地 |
| 理 事 | 深 瀬 光 夫 | 小林市真方 373番地 |
| 理 事 | 松 尾 義 博 | 小林市真方2947番地の 1 |

| | | |
|-----|---------|----------------|
| 監 事 | 市 谷 次 作 | 小林市真方3483番地 1 |
| 監 事 | 坂 下 逸 夫 | 小林市真方4259番地の 1 |

（任期：平成25年3月31日まで）

2 退任した役員

| 役名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|----------------|
| 理 事 | 寺 師 友 二 | 小林市北西方5350番地 1 |
| 理 事 | 大 部 蘭 勉 | 小林市真方3717番地 |
| 理 事 | 宮 窪 利 則 | 小林市真方2789番地 |
| 理 事 | 永 井 広 行 | 小林市真方4289番地 |
| 理 事 | 下 村 敏 | 小林市真方3125番地 2 |
| 理 事 | 鷗 野 淳 一 | 小林市真方4424番地 |
| 理 事 | 柞 木 宗五郎 | 小林市細野 220番地 |
| 理 事 | 倉 蘭 良 雄 | 小林市真方3252番地 |
| 監 事 | 市 谷 次 作 | 小林市真方3483番地 1 |
| 監 事 | 大 部 蘭 敏 | 小林市真方3649番地 |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、長園原土地改良区（西都市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年7月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

| 役名 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|-------------------|
| 理 事 長 | 岡 田 諭 | 西都市大字荒武3300番地 |
| 副理事長 | 甲 斐 九州男 | 宮崎市佐土原町西上那珂3819番地 |
| 会計理事 | 甲 斐 俊 男 | 西都市大字荒武3494番地 |
| 理 事 | 関 幹 雄 | 西都市大字荒武3441番地 |
| 理 事 | 横 山 勝 裕 | 宮崎市佐土原町西上那珂 936番地 |
| 理 事 | 日 高 裕 俊 | 宮崎市佐土原町西上那珂1812番地 |
| 総括監事 | 田 原 武 | 西都市大字荒武3667番地 8 |

| | | |
|-----|-------|---------------|
| 監 事 | 齊 藤 巖 | 西都市大字岩爪1058番地 |
|-----|-------|---------------|

（任期：平成26年4月9日まで）

2 退任した役員

| 役名 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|-------------------|
| 理 事 長 | 岡 田 諭 | 西都市大字荒武3300番地 |
| 副理事長 | 甲 斐 九州男 | 宮崎市佐土原町西上那珂3819番地 |
| 会計理事 | 甲 斐 俊 男 | 西都市大字荒武3494番地 |
| 理 事 | 関 幹 雄 | 西都市大字荒武3441番地 |
| 理 事 | 横 山 勝 裕 | 宮崎市佐土原町西上那珂 936番地 |
| 理 事 | 日 高 裕 俊 | 宮崎市佐土原町西上那珂1812番地 |
| 総括監事 | 田 原 武 | 西都市大字荒武3667番地 8 |
| 監 事 | 齊 藤 巖 | 西都市大字岩爪1058番地 |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、三財原土地改良区（西都市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年7月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

| 役名 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|------------------|
| 理 事 長 | 緒 方 昭 三 | 西都市大字下三財7515番地 |
| 副理事長 | 宇 野 美志男 | 西都市大字下三財2540番地 1 |
| 筆頭理事 | 日 高 登 久 | 西都市大字下三財8558番地 |
| 理 事 | 河 野 義 宏 | 西都市大字上三財4613番地口 |
| 理 事 | 河 野 義 広 | 西都市大字上三財5771番地口 |
| 理 事 | 高 山 忠 夫 | 西都市大字加勢 373番地 2 |
| 理 事 | 河 野 博 己 | 西都市大字加勢5073番地 |
| 理 事 | 日 高 香 次 | 西都市大字荒武4521番地 |
| 総括監事 | 小 森 敏 幸 | 西都市大字上三財4751番地 |
| 監 事 | 横 山 哲 明 | 西都市大字上三財6789番地 1 |
| 監 事 | 塩 谷 交 秋 | 西都市大字下三財1870番地 |

（任期：平成26年5月7日まで）

2 退任した役員

| 役名 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|------------------|
| 理 事 長 | 緒 方 昭 三 | 西都市大字下三財7515番地 |
| 副理事長 | 松 浦 満 | 西都市大字加勢2193番地 |
| 筆頭理事 | 宇 野 美志男 | 西都市大字下三財2540番地 1 |
| 理 事 | 河 野 義 宏 | 西都市大字上三財4613番地ロ |
| 理 事 | 河 野 義 広 | 西都市大字上三財5771番地ロ |
| 理 事 | 川 崎 弘 司 | 西都市大字荒武 312番地 |
| 理 事 | 日 高 登 久 | 西都市大字下三財8558番地 |
| 理 事 | 武 政 秋 | 西都市大字加勢5112番地 |
| 総括監事 | 小 森 敏 幸 | 西都市大字上三財4751番地 |
| 監 事 | 高 山 忠 夫 | 西都市大字加勢 373番地 2 |
| 監 事 | 横 山 哲 明 | 西都市大字上三財6789番地 1 |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、中山・花見地区県営土地改良事業（宮崎市、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年 7 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成22年 7 月15日から平成22年 8 月13日まで

3 縦覧場所

宮崎市役所農村整備課及び高岡総合支所内

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、前方第 1 地区県営土地改良事業（都城市、畑地帯総合整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年 7 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成22年 7 月15日から平成22年 8 月13日まで

3 縦覧場所

都城市役所農村整備課及び都城市山之口総合支所産業振興課内

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成22年 7 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 宮崎県庁本庁舎（本館（附属棟を含む。）及び 1 号館）で使用する電気
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間 平成22年10月 1 日午前 0 時から平成23年 9 月30日 午後12時まで
- (4) 供給場所 宮崎県庁本庁舎（本館（附属棟を含む。）及び 1 号館）
- (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 3 の規定による契約であり、県は、上記 1 の(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
- (1) 平成22年宮崎県告示第 189号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。
 - (2) 電気事業法（昭和39年法律第 170号）第 3 条第 1 項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の 2 第 1 項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県県土整備部営繕課電気設備担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 71 99
- (2) 期間 平成22年 7 月15日から平成22年 8 月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

5 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県県土整備部営繕課電気設備担当
- (2) 期間 平成22年 7 月15日から平成22年 8 月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部総務課総務担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7002
- (2) 提出期限 平成22年 8 月26日午後 5 時
- (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては書留郵便に限る。）によること。
- 7 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁附属棟 3 階 305号室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
- (2) 日時 平成22年 8 月27日午前 9 時
- 8 入札保証金
入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）第 100条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県総務部総務課総務担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7002
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of the Products to be Purchased: Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Government's Main Building
- (2) Time limit for tender: 5:00p.m. 26 August, 2010
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Division, General Affairs Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan, TEL: 0985-26-7002
-
- 入札公告**
一般競争入札を次のとおり実施する。
平成22年 7 月15日
宮崎県知事 東国原 英 夫
- 1 競争入札に付する事項
- (1) 調達件名 宮崎県警察本部庁舎（附属棟を含む。）で使用する電気
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間 平成22年10月 1 日午前 0 時から平成23年 9 月30日午後12時まで
- (4) 供給場所 宮崎県警察本部庁舎（附属棟を含む。）
- (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 3 の規定による契約であり、県は、上記 1 の(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
(1) 平成22年宮崎県告示第 189号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目が（その他）のものであること。
(2) 電気事業法（昭和39年法律第 170号）第 3 条第 1 項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の 2 第 1 項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県県土整備部宮繕課電気設備担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7199
- (2) 期間 平成22年 7 月15日から平成22年 8 月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 5 入札説明書の交付場所及び交付期間
- (1) 場所 宮崎県県土整備部宮繕課電気設備担当
- (2) 期間 平成22年 7 月15日から平成22年 8 月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県警察本部会計課用度係
- (2) 提出期限 平成22年 8 月26日午後 5 時
- (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては書留郵便に限る。）によること。
- 7 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁附属棟 305号室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
- (2) 日時 平成22年 8 月27日午前 9 時
- 8 入札保証金
入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）第 100条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県警察本部会計課 宮崎市旭 1 丁目 8 番28号 郵便番号 880-8509 電話番号（代）0985 (31) 0110

- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Police Headquarters.
- (2) Time limit for tender: 5:00.p.m. 26 August, 2010
- (3) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Miyazaki Prefectural Police Head quarters, 1-8-28 Asahi, MiyazakiCity, 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成22年7月15日

県立宮崎病院長 豊田 清一

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 県立宮崎病院で使用する電気
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間 平成22年10月1日午前0時から平成23年9月30日午後12時まで
- (4) 供給場所 県立宮崎病院 宮崎市北高松町5番30号
- (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
- ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
- イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の支出予算が減額され、又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 平成22年宮崎県告示第189号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種、営業種目がその他、種目がその他である者
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 県立宮崎病院総務課整備担当 宮崎市北高松町5番30号 郵便番号 880-8510 電話番号 0985 (24) 4181
- (2) 期間 平成22年7月15日から平成22年8月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 5 入札説明書の交付場所及び交付期間
- (1) 場所 県土整備部宮籍課電気設備担当
- (2) 期間 平成22年7月15日から平成22年8月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 県立宮崎病院総務課整備担当
- (2) 提出期限 平成22年8月26日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては書留郵便に限る。）によること。
- 7 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁附属棟 305号室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 平成22年8月27日午前9時から午後5時まで
- 8 入札保証金
- 入札保証金については、宮崎県病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
- 宮崎県病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
- 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局等
- 県立宮崎病院総務課整備担当 宮崎市北高松町5番30号 郵便番号 880-8510 電話番号 0985 (24) 4181
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital
- (2) Time limit for tender: 5:00p.m. 26 August, 2010
- (3) Contact point for the notice: Equipments Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5-30 Kitatakamatsucho, MiyazakiCity, Miyazaki, 880-8510 Japan. TEL: 0985-24-4181

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成22年7月15日

県立延岡病院長 楠元志都生

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 県立延岡病院で使用する電気
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間 平成22年10月1日午前0時から平成23年9月30日午後12時まで
- (4) 供給場所 県立延岡病院 延岡市新小路2丁目1番地10
- (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の支出予算が減額され、又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 平成22年宮崎県告示第189号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種、営業種目がその他、種目がその他である者
- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立延岡病院医事課財務担当 延岡市新小路2丁目1番地10 郵便番号 882-0835 電話番号 0982(32)6181
- (2) 期間 平成22年7月15日から平成22年8月26日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

5 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 県土整備部営繕課電気設備担当
- (2) 期間 平成22年7月15日から平成22年8月26日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 県立延岡病院医事課財務担当
- (2) 提出期限 平成22年8月26日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては書留郵便に限る。

)によること。

7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁附属棟 305号室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 平成22年8月27日午前9時から午後5時まで

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

県立延岡病院医事課財務担当 延岡市新小路2丁目1番地10 郵便番号 882-0835 電話番号 0982(32)6181

12 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital
- (2) Time limit for tender: 5:00p.m. 26 August, 2010
- (3) Contact point for the notice: Finance Section, Medical Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1-10 Shinkouji, Nobeoka-City, Miyazaki, 882-0835 Japan. TEL: 0982-32-6181

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成22年7月15日

県立日南病院長 長田幸夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 県立日南病院で使用する電気
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間 平成22年10月1日午前0時から平成23年9月30日午後12時まで
- (4) 供給場所 県立日南病院 日南市木山1丁目9番5号
- (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
- ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
- イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の支出予算が減額され、又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
- (1) 平成22年宮崎県告示第 189号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種、営業種目がその他、種目がその他である者
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第 170号）第 3 条第 1 項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第 1 項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 県立日南病院総務課整備担当 日南市木山 1 丁目 9 番 5 号 郵便番号 887-0013 電話番号 0987 (21) 1627
- (2) 期間 平成22年 7 月15日から平成22年 8 月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 5 入札説明書の交付場所及び交付期間
- (1) 場所 県土整備部営繕課電気設備担当
- (2) 期間 平成22年 7 月15日から平成22年 8 月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 県立日南病院総務課整備担当
- (2) 提出期限 平成22年 8 月26日午後 5 時
- (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては書留郵便に限る。）によること。
- 7 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁附属棟 305号室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
- (2) 日時 平成22年 8 月27日午前 9 時から午後 5 時まで
- 8 入札保証金
入札保証金については、宮崎県病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
宮崎県病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局等
県立日南病院総務課整備担当 日南市木山 1 丁目 9 番 5 号 郵便番号 887-0013 電話番号 0987 (21) 1627
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づ

- く政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital
- (2) Time limit for tender: 5:00p.m. 26 August, 2010
- (3) Contact point for the notice: Equipments Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital, 1-9-5 Kiyama, Nichinan-City, Miyazaki, 887-0013 Japan. TEL: 0987-21-1627

監査委員公告

平成22年 2 月 8 日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年 7 月15日

宮崎県監査委員 城 倉 恒 雄
宮崎県監査委員 石 井 浩 二
宮崎県監査委員 丸 山 裕次郎
宮崎県監査委員 井 上 紀代子

1 社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団（補助団体）

【監査の結果】

障がい者自立支援基盤整備事業補助金により取得した建物について、固定資産の計上額に誤りがあった。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

宮崎県社会福祉事業団に対して指導を行い、固定資産の計上額を是正させた。
今後は、会計処理を適正に行うよう指導した。

2 社団法人宮崎県私立中学高等学校退職金基金社団（補助団体）

【監査の結果】

- ① 宮崎県私立学校退職金基金社団補助金について、交付条件に沿った資金管理が行われていなかった。善処を要する。（注意事項）
- ② 宮崎県私立学校退職金基金社団補助金について、積立金の会計処理を誤っていた。また、財務諸表に注記すべき事項が記載されていなかった。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

- ① 指摘を受け、私立中学高等学校退職金基金社団を指導するとともに、協議・検討を行った。
その結果、本指摘事項の改善に当たっては、補助金に基づく積立残高は会員の負担金等と区別して管理する必要があるものの、本社団が県内の私立中学及び高等学校に勤務

する教職員の退職手当資金の給付に関する事業のみを行っていることや、単独口座での補助金管理は資金の有効運用などに不都合が生じることを踏まえ、県の補助金交付要綱を平成22年4月に改正し、補助金に基づく積立残高を会員の負担金等と区別した資金管理を行わせることとした上で、単独口座による補助金管理についての見直しを行った。

- ② 指摘を受け、私立中学高等学校退職金基金社団を指導した。その後、平成21年度決算書の作成を受けて、財務諸表に注記すべき事項の記載等がなされていることを確認した。

また、その他改善に時間を要する事項については、今後の対応や予定についての確認を行った。

3 社団法人宮崎県私立幼稚園退職金基金社団 (補助団体)

【監査の結果】

- ① 宮崎県私立学校退職金基金社団補助金について、交付条件に沿った資金管理が行われていなかった。善処を要する。(注意事項)
- ② 宮崎県私立学校退職金基金社団補助金について、積立金の会計処理を誤っていた。また、財務諸表に注記すべき事項が記載されていなかった。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

- ① 指摘を受け、私立幼稚園退職金基金社団を指導するとともに、協議・検討を行った。
- その結果、本指摘事項の改善に当たっては、補助金に基づく積立残高は会員の負担金等と区別して管理する必要があるものの、本社団が県内の私立幼稚園及び私立専修学校、各種学校に勤務する教職員の退職手当資金の給付に関する事業のみを行っていることや、単独口座での補助金管理は資金の有効運用などに不都合が生じることを踏まえ、県の補助金交付要綱を平成22年4月に改正し、補助金に基づく積立残高を会員の負担金等と区別した資金管理を行わせることとした上で、単独口座による補助金管理についての見直しを行った。
- ② 指摘を受け、私立幼稚園退職金基金社団を指導した。その後、平成21年度決算書の作成を受けて、財務諸表に注記すべき事項の記載等がなされていることを確認した。
- また、その他改善に時間を要する事項については、今後の対応や予定についての確認を行った。

4 国際リゾートみやざき大型観光キャンペーン推進協議会 (補助団体)

【監査の結果】

- ① 「日本のふるさと宮崎」誘客活性化事業費補助金について、製作委託により取得したPR用ディスプレイバックボード及びバナー等を固定資産として管理していなかった。善処を要する。(注意事項)
- ② 「日本のふるさと宮崎」誘客活性化事業費補助金について、委託業務完了に伴う収支精算書が提出されていなかった。また、委託料の額の確定及び通知が行われていなかった。善処を要する。(注意事項)

【講じた措置】

- ① 今回の指摘を受けて、固定資産台帳を作成し、PR用ディスプレイバックボード及びバナーについて、台帳に計上するよう指導した。
- これらについては、平成22年度において、財団法人みやざき観光コンベンション協会に引き継ぐ予定であるので、引き継ぎの際は、固定資産として、適正に管理できるよう十分に留意するよう指導した。
- ② 今回の指摘を受けて、委託業務第9条に定める収支精算書を提出させ、併せて委託料の額の確定及び通知を行った。
- 今後は、委託契約に定める手続きを遵守し、適正な事務執行に努めるよう指導した。

5 社団法人宮崎県物産貿易振興センター (補助団体)

【監査の結果】

宮崎県物産振興センター運営補助金について、通勤手当の認定誤りにより、過払いとなっているものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)

【講じた措置】

平成21年度から、県の通勤手当に関する規則に準じて、通勤手当の認定業務を行うように指導を行った。

また、過払い分については、過去5年間に遡り、県に返還させることとした。

6 高鍋商工会議所 (補助団体)

【監査の結果】

小規模事業経営支援事業費補助金について、補助対象経費の支出手続に必要な経理規程が定められていない。善処を要する。(指摘事項)

【講じた措置】

経理規程等の整備を確認した。また、当該経理規程等を遵守し、適切に事務処理を行うよう指導した。

今後は、指導監査等で該当経理規程等の遵守及び事務処理の状況を確認する。

7 宮崎県土地改良事業団体連合会 (補助団体)

【監査の結果】

県単独土地改良事業補助金で取得した水位観測機器について、固定資産台帳に登載されていないなど、管理が適当でなかった。善処を要する。(注意事項)

【講じた措置】

県単独土地改良事業補助金で取得した水位観測機器について、固定資産台帳に登載するよう指導した。

また、当該機器は、杉安堰土地改良区(西都市)に使用されているため、補助金等の交付に関する規則第21条により貸し付けの承認申請及び備品使用貸借契約の締結を行い、財産の適切

| | |
|--|--|
| <p>な管理が行われるよう指導した。</p> | <p>【監査の結果】 決算財務諸表について、財務諸表に対する注記や会計処理に誤りが見受けられた。留意を要する。（注意事項）</p> |
| <p>8 財団法人宮崎県青果物価格安定資金協会（補助団体）</p> | <p>【講じた措置】 財務諸表に対する注記及び会計処理の誤りについて、当財団が、会計指導業務を委託している監査法人に協議を行い、適正な処理方法について指導を受けたことを確認した。</p> |
| <p>【監査の結果】 野菜価格安定対策事業について、価格差補給交付準備金に係る剰余金の取扱いに関する規定が整備されていない。善処を要する。（注意事項）</p> | <p>【監査の結果】 ① 畜産担い手育成総合整備事業草地造成工事について、工事請負契約書に基づく契約の保証が付されていない。留意を要する。（指摘事項） ② 旅費について、支給額の誤りにより、過払いとなっているものがあつた。善処を要する。（注意事項）</p> |
| <p>【講じた措置】 財団法人宮崎県青果物価格安定資金協会寄附行為第10条で定めている「特別資金」に、価格差補給交付準備金に係る剰余金の取扱いについて追記し、別途「特別資金管理規程」を定めるよう改善を促した。</p> | <p>【講じた措置】 ① 宮崎県農業振興公社の会計規程の改正を行うとともに、事務手続きが適正に行われるよう内部でのチェック体制の強化を指示した。 ② 旅費については、過払い分を返納させるとともに、社団法人宮崎県農業振興公社旅費規程等に基づき、適正に執行するよう指導を行った。</p> |
| <p>9 財団法人宮崎県体育協会（補助団体）</p> | <p>12 社団法人宮崎県農業振興公社（出資団体）</p> |
| <p>【監査の結果】 みやざきジュニアアスリート育成事業補助金について、事業計画に参加予定人数など具体的な数値目標が示されておらず、計画と実績との比較検討が十分に行われていない。事業効果の検証を十分に行うため、計画段階での明確な目標設定が望まれる。（要望事項）</p> | <p>【監査の結果】 ① 道路維持補修工事について、当初の工事設計の検討が不十分であったことから変更設計を行っているものが見受けられた。留意を要する。（注意事項） ② 有料道路通行料金収受等委託業務について、業務委託先の料金収受員による通行料金の着服が発生していた。再発防止に向けた着実な取組みが望まれる。（要望事項）</p> |
| <p>【講じた措置】 本件は、実施団体が当協会に提出する当該事業実施計画書に参加予定人数の項目がなく、事業実施報告書との比較において、目標達成の検証ができていなかったものである。 指摘のあった事項については、計画書の様式に参加予定人数等具体的な達成目標が記入できるように変更し、実施団体に対し補助金交付要綱等の説明を行うよう指導した。 あわせて、事業目的の徹底と効果的な事業の推進に努めるとともに、補助金全般において適正な事務処理を徹底するよう指導した。</p> | <p>【講じた措置】 ① 工事の設計にあたっては、工事箇所の現地を調査・確認し、現場の条件や施工の条件を十分に検討した上で着手することを徹底するよう指導した。 ② 有料道路の通行料金は、道路の建設・維持に要する経費として利用者の皆様から負担いただいております。県の公金にも等しいものである。 今後は、通行料金を預かることの重大さを再度認識し、かかる事件が二度と発生することのないよう、道路公社及び受託業者の双方における、料金収受員の研修、指導、検査の徹底など再発防止に向けた取組の強化を指導してまいりたい。</p> |
| <p>10 宮崎県高等学校体育連盟（補助団体）</p> | <p>13 宮崎県道路公社（出資団体）</p> |
| <p>【監査の結果】 「チームみやざき」アスリートパワーアップ事業委託料について、対象外経費に助成していた。善処を要する。（指摘事項）</p> | <p>【監査の結果】 ① 概算払いした旅費について、旅行完了後の精算が行われていないことにより、過払いとなっているものがあつた。</p> |
| <p>【講じた措置】 本件は、強化推進校支援費として、当連盟が助成を行った推進校において、一部の経費に対象外の食糧費や備品購入費が計上されていたものである。 指摘のあった事項については補助金の返還を行うとともに、本事業の目的に沿った取組と取扱要領等に基づく適正な事務処理の徹底を、推進校に対して行うよう指導した。 あわせて、補助金・委託料全般における進捗状況の把握に努め、適正に事業を推進していくよう指導した。</p> | <p>【監査の結果】 ① 概算払いした旅費について、旅行完了後の精算が行われていないことにより、過払いとなっているものがあつた。</p> |
| <p>11 財団法人宮崎県産業支援財団（出資団体）</p> | <p>14 宮崎県住宅供給公社（出資団体）</p> |

| | |
|---|--|
| <p>善処を要する。(注意事項)</p> <p>② 情報機器保守管理業務委託について、契約書に定められた毎月の作業内容の報告及び検収が適正に行われていなかった。留意を要する。(注意事項)</p> <p>【講じた措置】</p> <p>① 概算払い旅費について、精算手続を行い過払い分の返納処理を行った。 今後は、規定に基づいた適正な処理を徹底するよう指導した。</p> <p>② 今後は、契約書の定めとおりに、作業内容の報告及び検収について適正な処理を徹底するよう指導した。</p> | <p>決算財務諸表について、貸借対照表の資産計上等に誤りがあった。また、財務諸表及び収支計算書に注記すべき事項が記載されていなかった。善処を要する。(注意事項)</p> <p>【講じた措置】</p> <p>指摘を受け、私学振興会を指導した。その後、平成21年度決算書の作成を受けて、財務諸表及び収支計算書に注記すべき事項の記載等がなされていることを確認した。 また、その他改善に時間を要する事項については、今後の対応や予定についての確認を行った。</p> |
| <p>15 財団法人宮崎県立芸術劇場 (出資団体)</p> <p>【監査の結果】</p> <p>① 県から受託している芸術劇場の改修業務について、所定の手続を経ずに再委託を行っていた。留意を要する。(注意事項)</p> <p>② 業務委託の契約事務において、担当者と検査員が同一の者となっているものが散見された。留意を要する。(注意事項)</p> <p>③ ホール利用料金の徴収について、支払期限を誤って指定しているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)</p> <p>【講じた措置】</p> <p>① 指摘を受け確認した結果、改修業務の再委託については、県と財団で協議を行い了解はしていたものの、財団から再委託に係る書面申請がなされていなかったものである。 県では、今後このようなことがないよう、契約書に基づき書面で申請するよう指導を行った。</p> <p>② 監査指摘後、県立芸術劇場では契約担当者以外の者(担当係長または課長等)を検査員として下命するとともに、予算執行同時に出納員である総務課長が確認するよう様式を改め、点検体制を再構築し、職員に対する周知徹底を図ることとした。 県では上記のとおり様式等が改善されていることを確認した。</p> <p>③ 宮崎県立芸術劇場管理規則によると、利用料金の支払期限は「利用の申請日より30日以内」としているが、申請後に内容確認等で事務処理が遅れた場合、「納付書を発送した日から30日以内」として取り扱っていたものである。 監査指摘後、申請から許可までの事務処理を迅速に行うとともに、振込依頼票に記載された支払期限等に誤りがないかを送付前に担当係長が確認するよう様式を改めた。また、職員に対して支払期限の遵守について周知徹底を図った。 県では、管理規則を遵守するよう指導を行うとともに、上記のとおり様式が改められていることを確認した。</p> | <p>17 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会 (出資団体)</p> <p>【監査の結果】</p> <p>宮崎県高齢者等保健福祉推進事業補助金に係る市町村社会福祉協議会への委託業務について、契約書に定められた委託料の額の確定及び通知が行われていなかった。留意を要する。(注意事項)</p> <p>【講じた措置】</p> <p>宮崎県社会福祉協議会に対して指導を行い、委託料の額の確定及び通知を行わせた。 今後は、補助事業の適正な執行に努めるよう指導した。</p> |
| <p>16 財団法人宮崎県私学振興会 (出資団体)</p> <p>【監査の結果】</p> | <p>18 財団法人宮崎県看護学術振興財団 (出資団体)</p> <p>【監査の結果】</p> <p>決算財務諸表について、貸借対照表及び正味財産増減計算書の計上額に誤りがあった。善処を要する。(注意事項)</p> <p>【講じた措置】</p> <p>指摘を受けた貸借対照表及び正味財産増減計算書の計上額の誤りについては、その原因となった平成18年度分から見直しを行うよう指示し、20年度分まで是正を確認した。 また、平成21年度決算において、必要な経理処理を行うよう指示し、決算後、法人の監事による監査を経て、決算理事会で必要な意思決定を行い、その内容を報告するよう指導した。</p> |
| <p>16 財団法人宮崎県私学振興会 (出資団体)</p> <p>【監査の結果】</p> | <p>19 財団法人宮崎県健康づくり協会 (出資団体)</p> <p>【監査の結果】</p> <p>決算財務諸表について、貸借対照表の資産計上等に誤りがあった。また、財務諸表及び収支計算書に注記すべき事項が記載されていなかった。善処を要する。(注意事項)</p> <p>【講じた措置】</p> <p>貸借対照表の資産計上等の誤りについて、改善内容を確認するとともに、財務諸表及び収支計算書に注記すべき事項について、平成21年度決算において記載する事項を確認し、公益法人会計基準に基づく適正な決算を行うよう指導した。</p> |
| <p>16 財団法人宮崎県私学振興会 (出資団体)</p> <p>【監査の結果】</p> | <p>20 財団法人みやざき観光コンベンション協会 (出資団体)</p> <p>【監査の結果】</p> |

| | |
|--|---|
| <p>決算財務諸表について、指定正味財産とすべき基本財産を一般正味財産として計上していた。善処を要する。（注意事項）</p> <p>【講じた措置】 当協会が公益法人制度改革の対応に向けて、平成20年4月1日定め公益法人会計基準の導入及び公益認定の申請に取り組むことになるため、適正な会計処理の導入に努めるよう指導した。</p> | <p>【講じた措置】 監査指摘後、宮崎県緑化推進機構では、会計処理規程等についての見直しを行うことにした。県では、所管特例民法法人に対する立入検査において、宮崎県緑化推進機構の会計処理規程等の見直し作業が、適正に行われていることを確認した。 今後も引き続き、事業執行に必要な規定の十分な整備について、指導・監督に努める。</p> |
| <p>21 財団法人宮崎県環境整備公社（出資団体）</p> <p>【監査の結果】 ① 決算財務諸表について、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書並びに収支計算書の計上額に誤りがあった。善処を要する。（指摘事項） ② 嘱託職員の期末手当について、算定を誤っているものがあった。留意を要する。（注意事項） ③ エコクリーンプラザみやざき運転管理業務委託について、委託先から提出された見積内容の検証が不十分と思われる。 委託費の決定に当たっては、見積内容の十分な検証が望まれる。（要望事項）</p> <p>【講じた措置】 ① 今年度決算において、計上額の誤りを修正するとともに、監事による監査とは別に公認会計士等による監査を実施し、今後、決算財務諸表に誤りが発生することのないよう指導した。 ② 諸手当の算定に当たり、誤りのないよう複数で確認するよう指導した。 ③ 来年度から運転管理業務委託の見積内容について、廃棄物専門のコンサルタントを活用し、委託費の見積内容の検証を十分行うよう指導した。</p> | <p>24 「道の駅」なんごう管理運営協議会〔宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物作場（エントランスガーデン及びトロピカルガーデンに限る。）〕（公の施設の指定管理者〔指定管理施設〕）</p> <p>【監査の結果】 公の施設の管理運営について、職員の給料手当、経理手続及び旅費等に関する規程が定められていない。また、協議会規約に事務局組織等に関する規定が整備されていない。善処を要する。（指摘事項）</p> <p>【講じた措置】 協議会に対し、①職員の給与手当、経理手続及び旅費等に関する規程、②協議会規約に関する規程について、直ちに整備を行うよう指導したところ、改善が図られた。</p> <hr/> <p>平成22年4月8日付けで公表した平成21年度包括外部監査結果報告に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の38第 6 項の規定により、次のとおり公表する。 平成22年7月15日 宮崎県監査委員 城 倉 恒 雄 宮崎県監査委員 石 井 浩 二 宮崎県監査委員 丸 山 裕次郎 宮崎県監査委員 井 上 紀代子</p> <p>○ 平成21年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置</p> <p>1 包括外部監査の特定事件 指定管理者制度の運用状況について</p> <p>2 包括外部監査の結果に基づく措置 (1) 総務課 ア 宮崎県東京学生寮</p> |
| <p>22 財団法人宮崎県内水面振興センター（出資団体）</p> <p>【監査の結果】 県から受託している内水面秩序強化対策事業（密漁者等取締対策）について、所定の手続を経ずに再委託を行っていた。留意を要する。（注意事項）</p> <p>【講じた措置】 平成21年の委託契約に当たって、同センターに対し、業務を第三者に再委託する場合は、業務委託契約書の規定に基づき、あらかじめ県の書面による承認を得るよう指導するとともに、同センターからの申請を承認し、再委託を行わせた。</p> | <p>【監査の結果】 ① 業務報告書の提出・訂正・審査について 業務報告書の審査チェックリストは作成されていない。また、業務報告書を受けて所管課の所見を述べた報告書等も整備、保管されていない。 ② 事業報告書の提出・訂正・審査について 事業報告書の審査チェックリストは作成されていない。また、事業報告書を受けて所管課の所見を述べた報告書等も整備、保管されていない。</p> |
| <p>23 社団法人宮崎県緑化推進機構〔宮崎県川南遊学の森〕（公の施設の指定管理者〔指定管理施設〕）</p> <p>【監査の結果】 会計処理規程等について、事業執行に必要な規定の整備が不十分である。善処を要する。（注意事項）</p> | <p>【講じた措置】 ① 業務報告書の提出・訂正・審査について 業務報告書の審査チェックリストを作成し、平成21年8月分の業務報告書から審査チェックリストによる業務報告書の</p> |

審査を行った。また、審査チェックリストに所見欄を設け、審査結果の所見を記載し、整備、保管している。

② 事業報告書の提出・訂正・審査について

事業報告書の審査チェックリストを作成し、平成21年度事業報告書を審査チェックリストにより審査した。また、審査チェックリストに所見欄を設け、審査結果の所見を記載し、整備、保管している。

(2) 福祉保健課

ア 宮崎県福祉総合センター、県立母子福祉センター

【監査の結果】

管理運営費について

管理運営業務の再委託について、県への承認申請、県による承認という基本協定書に定める手続がなされていなかった。

【講じた措置】

管理運営費について

監査意見を受け、平成21年度の再委託について改めて調査を行ったところ、内容的には管理運営上適正であることを確認した。

平成22年度については、指定管理者から承認申請を受け、内容を確認の上、再委託の承認を行った。

(3) 観光推進課

ア 県営国民宿舎えびの高原荘、県営えびの高原スポーツレクリエーション施設

【監査の結果】

収支決算報告書について

共通経費等の配分の適正化の指導等所要の措置を講じる必要がある。

【講じた措置】

収支決算報告書について

書面による実態調査を行い、これまで本社経費として負担がなされてきた共通経費等についても、指定管理業務の実施に当たり必要な経費については、収支報告書の記載対象とするよう改善指導を行った。

なお、平成18年度から平成21年度までの過去4年間の収支実績に関しても訂正指導等を行った。

イ 県営国民宿舎高千穂荘

【監査の結果】

収支決算報告書について

共通経費等の配分の適正化の指導等所要の措置を講じる必要がある。

【講じた措置】

収支決算報告書について

書面による実態調査を行い、これまで本社経費として負担がなされてきた共通経費等についても、指定管理業務の実施に当たり必要な経費については、収支報告書の記載対象とするよう

改善指導を行った。

なお、平成18年度から平成21年度までの過去4年間の収支実績に関しても訂正指導等を行った。

(4) 都市計画課

ア 県立青島亜熱帯植物園、宮崎県総合運動公園

【監査の結果】

① 実地調査について

審査チェックリストが作成されていない。また、文書等の保存年限規程等の管理基準について確認していない。

② 「利用者の声」に基づくモニタリングについて

所管課自ら苦情処理簿に目を通し、アンケートを主体的に実施することも必要と思われる。

③ 収支決算書の収支差額について

収入、支出の差額がゼロとなっている。実際の収入から支出を差し引いた収支差額は、支出の部の末尾に諸経費として計上されているが、収入、支出は実績で計上すべきである。

【講じた措置】

① 実地調査について

審査チェックリストを作成し、指定管理者の実地調査を実施した。調査時に文書等の保存年限規程等の確認をしたところ、整備されていなかったため、速やかに整備するよう文書により指導した。

② 「利用者の声」に基づくモニタリングについて

実地調査時に管理者の業務日誌等により、苦情等の状況を確認することとした。

主体的なアンケートの実施については、今後、検討することとした。

③ 収支決算書の収支差額について

実地調査時に収支決算書の記載について指導を行い、平成21年度の収支決算書から実績を計上し、差額を表示した。

イ 県立平和台公園、宮崎県総合文化公園

【監査の結果】

① 収支決算報告書に係る管理状況について

軽微な指摘事項については、口頭で報告している。軽微な事項についても行った手続、指摘事項等をまとめて文書により保存しておく必要がある。

② 実地調査について

審査チェックリストが作成されていない。また、文書等の保存年限規程等の管理基準について確認していない。

③ 「利用者の声」に基づくモニタリングについて

所管課自ら苦情処理簿に目を通し、アンケートを主体的に実施することも必要と思われる。

④ 収支決算書の収支差額について

収入、支出の差額がゼロとなっている。実際の収入から支出を差し引いた収支差額は、支出の部の末尾に諸経費として計上されているが、収入、支出は実績で計上すべきである。

【講じた措置】

① 収支決算報告書に係る管理状況について

収支決算報告書の確認を行う出先機関において、修正等の軽微な指摘を行った際にも、指示事項等をまとめた報告書を作成し、保管することとした。

② 実地調査について

審査チェックリストを作成し、指定管理者の実地調査を実施した。調査時に文書等の保存年限規程等の確認をしたところ、整備されていなかったため、速やかに整備するよう文書により指導した。

③ 「利用者の声」に基づくモニタリングについて

実地調査時に管理者の業務日誌等により、苦情等の状況を確認することとした。

主体的なアンケートの実施については、今後、検討することとした。

④ 収支決算書の収支差額について

実地調査時に収支決算書の記載について指導を行い、平成 21年度の収支決算書から実績を計上し、差額を表示した。

ウ 県立阿波岐原森林公園

【監査の結果】

① 収支決算報告書に係る管理状況について

軽微な指摘事項については、口頭で報告している。軽微な事項についても行った手続、指摘事項等をまとめて文書により保存しておく必要がある。

② 実地調査について

審査チェックリストが作成されていない。また、文書等の保存年限規程等の管理基準について確認していない。

③ 「利用者の声」に基づくモニタリングについて

所管課自ら苦情処理簿に目を通し、アンケートを主体的に実施することも必要と思われる。

④ 収支決算書の収支差額について

収入、支出の差額がゼロとなっている。実際の収入から支出を差し引いた収支差額は、支出の部の末尾に諸経費として計上されているが、収入、支出は実績で計上すべきである。

【講じた措置】

① 収支決算報告書に係る管理状況について

収支決算報告書の確認を行う出先機関において、修正等の軽微な指摘を行った際にも、指示事項等をまとめた報告書を作成し、保管することとした。

② 実地調査について

審査チェックリストを作成し、指定管理者の実地調査を実施した。調査時に文書等の保存年限規程等の確認をしたところ、整備されていなかったため、速やかに整備するよう文書により指導した。

③ 「利用者の声」に基づくモニタリングについて

実地調査時に管理者の業務日誌等により、苦情等の状況を確認することとした。

主体的なアンケートの実施については、今後、検討することとした。

④ 収支決算書の収支差額について

実地調査時に収支決算書の記載について指導を行い、平成 21年度の収支決算書から実績を計上し、差額を表示した。

エ 特別史跡公園西都原古墳群

【監査の結果】

① 収支決算報告書に係る管理状況について

支出超過となっている原因の把握、分析を行う必要がある。

② 「利用者の声」に基づくモニタリングについて

所管課自ら苦情処理簿に目を通し、アンケートを主体的に実施することも必要と思われる。

③ 収支決算書の収支差額について

収入、支出の差額がゼロとなっている。実際の収入から支出を差し引いた収支差額は、支出の部の末尾に諸経費として計上されているが、収入、支出は実績で計上すべきである。

【講じた措置】

① 収支決算報告書に係る管理状況について

本課、出先機関双方において、収支の状況に注意し、必要に応じて管理者からの聞き取りを実施するなど、原因の把握、分析を実施することとした。

② 「利用者の声」に基づくモニタリングについて

実地調査時に管理者の業務日誌等により、苦情等の状況を確認することとした。

主体的なアンケートの実施については、今後、検討することとした。

③ 収支決算書の収支差額について

実地調査時に収支決算書の記載について指導を行い、平成 21年度の収支決算書から実績を計上し、差額を表示した。

(5) 企業局

ア 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設

【監査の結果】

① 事業報告書の審査について

事業報告書については、毎年度終了後、報告書の承認についての決裁回はなされているが、審査チェックリストが作成されていないので、今後、チェックリストを作成するとともにリストに沿って具体的な評価も行い、総合的な結果等も併せて指定管理者に通知することが適切である。

② 「利用者の声」に基づくモニタリングについて

所管課は、満足度調査に関し、積極的に関与、対応するとともに「利用者の声」に基づくモニタリングや施設の管理等についての指定管理者との協議結果については、文書で残すようにされたい。また、指定管理者が記録している苦情処理簿に目を通すことも必要である。

③ リスク分担について

基本協定書に記載されているリスク分担表について、コース施設の冠水等による大規模な災害復旧（1件の額が原則 200万円を超えるもの）及び建物等の大規模な補修（1件の額が原則 100万円を超えるもの）については、所管課と指定管理者との協議によるものとしており、いずれに帰属するのか曖昧な表現となっている。これは応募者にとっても不安材料となるため負担関係を明確にしておくべきではないだろうか。

| | |
|-----------|------------|
| 平成21年 4 月 | 40,336,000 |
|-----------|------------|

【講じた措置】

① 事業報告書の審査について
平成21年度事業報告書の審査から実施した。

② 「利用者の声」に基づくモニタリングについて
平成21年度から指定管理者と協力して満足度調査を行うとともに、協議の結果については、記録に残している。苦情処理簿については実地検査時に随時確認を行っている。

③ リスク分担について
次回の募集時においては、負担関係を明確にするように努める。

(6) スポーツ振興課
ア 宮崎県ライフル射撃競技場

【監査の結果】

① 実地調査の審査について

② 「利用者の声」に基づくモニタリングについて
利用者満足度調査が未実施であった。

③ 現金等の管理について
宮崎県体育館の領収書は EDP 出力され、領収書控えは保管しているが、ライフル射撃競技場は領収書がない。順番印刷のある領収書及び領収書控え綴りを作成し使用するよう指定管理者を県の所管課はモニタリングすべきである。

【講じた措置】

① 実地調査の審査について

② 「利用者の声」に基づくモニタリングについて
指定管理者において年 2 回実施すべき利用者満足度調査について、宮崎県ライフル射撃競技場に係る調査が未実施となっていたものである。
指摘のあった事項については、平成22年 1 月より満足度調査を開始するとともに、適正な事務処理を徹底するよう指導した。

③ 現金等の管理について
ライフル射撃競技場利用に係る領収書及び領収書控えについて、指定管理者が作成していなかったものである。
指導のあった事項については、直ちに領収書及び領収書控えの作成を開始するとともに、現金等の管理に係る適正な事務手続を行うよう指導した。

正 誤

平成21年12月11日付け県公報（号外第82号）別冊（48頁）中

| | | |
|---|-----------|-----|
| 誤 | 償 還 | |
| | 年 月 | 金 額 |
| | 平成21年 4 月 | 0 |
| 正 | 償 還 | |
| | 年 月 | 金 額 |
| | | |